

地方再犯防止推進計画の取り扱いについて

1. 「第4次函館市地域福祉計画」としての位置づけ

- 平成28年(2016年)12月に「再犯防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村等に対して、地方再犯防止推進計画を策定するよう努力義務が課された。
- 本市の対応としては、平成31年(2019年)3月策定の第4次函館市地域福祉計画に、再犯防止等の推進に関する法律第7条に規定されている再犯防止推進計画に定める事項を勘案し、民間の活動団体への財政的支援や、福祉サービスの提供等、再犯防止に係る取組を記載している。
- 令和3年(2021年)3月に改定された「地方再犯防止推進計画策定の手引き」では、市町村において、地方再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体のものとして作成することが可能な旨明記されたため、関係機関の意見を踏まえ、本計画を、再犯防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」として、令和4年10月1日をもって位置づけることとする。

2. 今後の対応

- ・第4次函館市地域福祉計画の中間評価時に、再犯防止に係る記載内容を見直すこととする。

参考

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・平成28年(2016年)12月 | 「再犯防止等の推進に関する法律」施行 |
| ・平成31年(2019年)3月 | 第4次函館市地域福祉計画策定 |
| ・令和元年(2019年)8月 | 地方再犯防止推進計画策定の手引き(初版) |
| ・令和3年(2021年)3月 | 地方再犯防止推進計画策定の手引き(改定版) |